

家庭用生ごみ処理機器を購入した方に補助金を交付します！

家庭から出る生ごみの堆肥化や減量化の促進のため、生ごみ処理機器を購入した方に対し購入費の一部を補助します。

機器の種類	補助の内容
電気式生ごみ処理機 〔堆肥化型 乾燥減量化型 等〕	購入費の3分の1を補助（上限：30,000円） ※ 1世帯につき1機まで
コンポスト容器 EM容器 キエーロ 等	購入費の2分の1を補助（上限：1器あたり5,000円） ※ 1世帯につき2器まで

※ 事業所（飲食店など）で使用する場合は補助の対象になりません。

※ 別売のチップやボカシなどの発酵基材または付属品のみでの購入は対象になりません。

対象者

次のすべてに該当する方が対象です。

- ・市内に住所がある方
- ・購入後申請機器を設置し、自己の世帯から発生する生ごみを現に処理している方
- ・市税(市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、国民健康保険税)の滞納がない方
- ・申請の日以前5年以内に、自己の世帯で、補助対象機器数分の補助金を受けていない方

申請に必要な書類等

- ・補助金申請書（市ホームページからダウンロードすることも出来ます。）
- ・領収書（購入者・機種・機器数・金額のわかるもの、容器式で2器申請する場合はそれぞれの金額がわかるもの）
- ・市税に滞納がないことを証する書類（市長が確認することに同意する場合は不要です。）
- ・印鑑（申請書に押印済みの場合は不要です。）
- ・購入者名義の振込口座が確認できる書類（通帳コピー等）

申請のしかた

購入後1年以内に申請書の必要事項にご記入のうえ、以下の方法で申請してください。

- ・窓口での申請

申請に必要なものを持参し、以下の場所で申請してください。

- ①みかもクリーンセンター ②葛生清掃センター ③赤見支所
④佐野市役所(市民課) ⑤田沼行政センター ⑥葛生行政センター

- ・郵送での申請

申請に必要な書類を同封し、クリーン推進課へ申請してください。

（郵送先：町谷町206-13みかもクリーンセンター 〒327-0012）

お問い合わせ

佐野市役所 環境政策課 クリーン推進係 (TEL23-8153)